社会福祉法人岡山市社会福祉協議会

役員・専門委員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、岡山市社会福祉協議会役員・専門委員等の費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 評議員及び役員への報酬の支弁はしないものとし、費用弁償の支給基準は、別表1のとおりとする。

(費用弁償の支給対象)

- 第3条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会、監査、評議員会、支部長会
 - (2) 会長の諮問に伴う委員会等
 - (3) ひまわり相談
 - (4) 前項1~3号に係わる会議以外の会務等に役員、専門委員として出席した場合
 - 2 費用弁償は出席の都度支給する。
 - 3 第1項に掲げる会務等以外で、各業務分野ごと特別に委嘱した専門家等で構成する委員に ついては、別の定めによるものとする。

(旅費)

第4条 第3条に係わる役員・専門委員等が会務のため市外に出張するときは、社会福祉法人岡山 市社会福祉協議会役職員等の旅費に関する規則に準じて支給する。

附則

- 1. この規則は、平成9年12月18日から施行し、平成10年1月1日から適用する。
- 2. この規則は、平成10年11月11日から施行し、平成10年12月1日から適用する。
- 3. この規則は、平成20年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 4. この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 5. この規則は、平成26年9月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 6. この規則は、平成29年6月22日から施行する。

会 議 等	支 給 対 象	金額
(1) 理事会	理 事・監 事	別表 2
(2) 監 査	監 事	5,000円
(3) 評議員会	評議員・監事	別表 2
(4) 支部長会	支部長	別表 2
(5) 委員会	委員	3,000円
	専門委員 (弁護士)	5,000円
(6) ひまわり相談	心配ごと相談員	3,000円
(7) 上記以外の会務	役員・専門委員	3,000円

(備考)

- ①別表 1 の (2) (3) (4) (5) の会議等に正副会長および理事の資格で、出席した場合、上記 (1) に準ずるものとする。
- ②別表1の(1)、(3)、(4)の会議等に出席した場合、費用弁償の支給基準は別表2とする。
- ③費用弁償の額は、交通費実費支弁額とし、次の区分による額とする。

市役所から0~5km未満の学区・地区	1,000円
市役所から5~10km未満の学区・地区	1,500円
市役所から 10~15 k m未満の学区・地区	2,000円
市役所から 15~20 k m未満の学区・地区	2,500円
市役所から 20 k m以上の学区・地区	3,000円

	市役所からの距離	地 区 名
1	0∼5 k m未満	内山下・深柢・弘西・清輝・出石・鹿田・大元・南方・岡南・石井・
	(一人あたり 1,000円)	大野・三門・伊島・津島・旭東・三勲・宇野・旭竜・平井・西・御
		南・福浜・芳泉・芳田・芳明(25 地区)
2	5~10km未満	御野・操南・操明・富山・旭操・財田・高島・幡多・
	(一人あたり 1,500円)	竜之口・可知・陵南・吉備・福田・平福・福島・南輝・浦安(17 地
		区)
3	10∼15 k m未満	牧石・一宮・津高・古都・芥子山・政田・開成・西大寺・西大寺南・
	(一人あたり 2,000円)	雄神・妹尾・藤田・甲浦(13 地区)
4	15~20 k m未満	高松・豊・太伯・幸島・上道・興除・灘崎・小串(8 地区)
	(一人あたり 2,500円)	
(5)	20 k m以上	足守・御津・建部・朝日・大宮・瀬戸(6 地区)
	(一人あたり 3,000円)	

※市役所からの距離=市役所本庁舎から地区内の最長距離

交 通 費 基 準 額

地 区 名	交通費基準額	地 区 名	交通費基準額
内山下	1,000	古 都	2,000
深 柢	1,000	可 知	1,500
弘 西	1,000	芥子山	2,000
清輝	1,000	政 田	2,000
出 石	1,000	開成	2,000
鹿 田	1,000	西大寺	2,000
大 元	1,000	西大寺南	2,000
御野	1,500	雄神	2,000
南方	1,000	豊	2,500
岡南	1,000	太伯	2,500
牧 石	2,000	幸島	2,500
石 井	1,000	朝日	3,000
大 野	1,000	大 宮	3,000
三門	1,000	上 道	2,500
伊 島	1,000	瀬戸	3,000
津島	1,000	西	1,000
一 宮	2,000	御南	1,000
津高	2,000	陵南	1,500
髙 松	2,500	吉 備	1,500
足守	3,000	妹 尾	2,000
御津	3,000	福 田	1,500
建部	3,000	興 除	2,500
旭 東	1,000	藤田	2,000
三 勲	1,000	灘 崎	2,500
宇 野	1,000	福 浜	1,000
旭 竜	1,000	平 福	1,500
平井	1,000	芳 泉	1,000
操南	1,500	福島	1,500
操明	1,500	南 輝	1,500
富山	1,500	芳 田	1,000
旭 操	1,500	芳 明	1,000
財田	1,500	甲浦	2,000
高島	1,500	小 串	2,500
幡多	1,500	浦安	1,500
竜之口	1,500		